

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第 卷四十第

行發日一月一年一十正大

マルクス氏餘剩價值説の評論	法學博士 田島錦治
我邦の所得税を論ず	法學博士 神戸正雄
奴隸制と賃労働制	法學博士 河上肇
累進税の根據に就いて	法學博士 小川郷太郎
植民政策上より觀たる委任統治	法學博士 山本美越乃
小作制と小作法	法學博士 河田嗣郎
社會の團結の減衰	文學士 高田保馬
海運に於ける競争と獨占	法學士 小島昌太郎
舊尾張藩に於ける地割制度	農學士 奥田彥
財産税と國富統計	法學士 汐見三郎
開城簿記の起源に就て	法學士 大森研造

舊尾張藩に於ける地割制度（一）

奥田 彥

第一	緒言
第二	名稱
第三	分布
第四	制度の梗概
第五	發生及廢滅
第六	利害
第七	結言

本號所載

次號掲載

第一 緒言

舊尾張藩に於ける地割制度に關しては、内田文學博士は「中古の班田收授と田地割換の制度」に於て、¹⁾ 牧野信之助氏は「割地起源論」に於て、²⁾ 小野武夫氏は「本邦永小作慣行に關する調査」の餘論「割地制度と永小作」の題下³⁾に夫々有益なる研究を發表せられたるも（註二）何れも皆主として其の起源に關するものにして、其制度の内容等に至つては未だ闡明せられざる點多々あるのみならず其起源に關する研究も里人の談話又は該制度所在地の地勢等より想像したるものに過ぎず。

1) 内田銀慈著 日本經濟史の研究 上卷 226頁以下
 2) 國家學會雜誌 第二十五卷第四號 19頁以下
 3) 帝國農會報第五卷第十二號及第六卷第一號附錄本邦永小作慣行に關する調査 135頁以下

斯の如く舊尾張藩に於ける地割制度に附ては尙研究の餘地大に存するのみならず、尾張國は余の故郷にして調査研究上種々の便宜有るを以て、大正五年三月之が研究に着手したりしも其後種々なる事情の爲に連續的に研究すること能はず、僅かに大正九年十二月並に大正十年七月の休暇に寸暇を利用して下中村、服部、萬場、戸田、榎津、福島、大海用、芝切、砂子及甚目寺の十部落⁴⁾を巡歴し、故老に就きて舊事を質し又舊家を訪ねて關係書類を蒐集したるに過ぎず。然も多數の地は該制度廢止以來既に四十有餘年を経過して、舊記散逸し古老凋落せるが爲め十分なる結果を收むる事能はざりしも些か得る所あり、依て其大要を録して江湖先覺の高教を仰ぎ併せて同好の士の一顧を乞はんとす。

(註一) 舊尾張藩の地割制度に關しては、既に徳川時代に於て兒島幸左衛門氏は地方品目解^{ナカ}、別に地方名目解^{ナカ}地方節唱方覺書の名あり)に、樋口好古氏は張濃徇行記に記述せり。

兒島幸左衛門氏は尾張藩の地方目付役に於て、地方品目解は同氏が尾張藩の地方の術語を簡明に解説し寶曆五年(日紀二四一五)藩公へ差し出したる書なり。⁵⁾ 同書地割の條に「たゞ一は一村の内に惡敷地方と宜しき地方と有之候節村中の百姓の差地無^{ナカ}甲乙二様に百姓共立合候て地方割付け銘々の差地を相改候儀を申候是は御役人立合取扱不申候地割十ヶ年目程に仕候村方も御座候年數は不同に御座候勿論往古より地割不仕村方數多御座候」⁶⁾とあり。

樋口好古は尾張藩の大代官にして通稱又兵衛字は信夫夙に農政家を以て知らる、勘定降味役たりし時尾張全國並に美濃諸郡邑を巡視し祝祭記を著述し名付けて張濃徇行記と云ふ、時に文政五年(日紀二四八二)なり。⁶⁾

- 4) 本論文後出地割制度一覽表參照
- 5) 京都帝國大學文學部國史研究所藏同書與書及同學部助手岩橋小彌太氏談
- 6) 國家學會雜誌第二十五卷第四號20頁 日本經濟叢書卷十四 解題4頁 及名古屋市政府所編纂名古屋市史政治編第一175頁

第二 名 稱

尾張藩に於ては地割は一般に之を地割ヂワリと稱するも時として地概ヂヤラシ、割地ワリチ又は口地割クチヂワリと云ふ、而して田地の地割は之を田方地割マカシ又は田地割、畑地の地割は畑方地割ハヤカシ又は畑地割、宅地の地割は居屋敷イヤシキ（舗）地割と稱す。（註二）

（註二）砂子村に於ては地割を地概とも稱す、兒島幸左衛門著地方品目解の地割の條に地概とも記され又樋口好古著張濃衝行記海東郡新居屋村の條に「十年目毎に地概をする所なり」とあり。

割地と稱することは極めて稀なるが如し、余は故老の口より割地なる語の發せられたるを聞かず、隆元祿七年四月尾州海東郡蟹江新田須成分の檢地帳に「村中割地」と記されたるを見たるのみ。口地割なる名稱は余の調査の範圍にては海部郡の南部伊勢海沿岸に存する近世の開墾地例へば大海用、芝切及福島等に用ゐらるゝが如し。下中村に於ては田と畑を混一して地割をなすも其地割帳の表紙には田方地割帳とあり。

第三 分 布

牧野信之助氏によれば地割10)は愛知、海部（舊海東海西兩部の合併したるものなり）、中島及西春日井の四郡に存在すれども、余が著書11)又は實地調査に依りて其存在を確め得たるは、一覽表の如く愛知、海部及名古屋の二郡一市に屬する五十三部落にして、内愛知郡に屬するもの一部落、海部郡に屬するもの五十部落、名古屋市に屬するもの二部落なり。（註三）

舊尾張藩に於ける地割制度（一）

第十四卷（第一號一九五） 一九五

9) 本論文211頁

8) 本論文後出

7) 立松伊兵衛氏談
10) 國家學會雜誌第二十五卷第四號19頁
11) 樋口好古著「愛知縣史」卷五第4號19頁以下、及帝國農會報第五卷及び第六卷附錄本邦水小作
及帝國農會報第五卷及び第六卷附錄本邦水小作

(註三) 余が京都帝國大學文學部國史研究室に於て借讀したる徇行記は愛知、海東及海西の三郡のみの寫本にして、西春日井及中島兩郡に關して研究することを得ざりしは余の極めて遺憾とする所なり。

斯の如く地割の存在したる部落が五十三の多きに達する事及富田村字榎津水野義治氏が余に惠與せられたる文政六年(日紀二四八三)及安政元年(日紀二五一四)の手習本に地割文書又は地割文章として地割制度の概要を記したる左記の一文の掲載しある事を以て見れば、同制度が如何に多數の農村に行はれ又如何に重要なりしかを想察するに難からず。

地 割 文 書(章)

(奥田文書)

外面地割に付百姓立合道築直用水井桁溝壩新規之場所耕作道無^{ツキエテ}費様可^{ツキエテ}操候杖橋井手石簞惡水落圍堤井碓立切種覽溜池等修復は准^{トシテ}古例ニ可^{ツキエテ}有^{ツキエテ}勤辨ニ候檢地は堅間横間算用極境杭建町反畝數歩絨較而記圍取之節有三口論二間數候苗代之割曉之畔端致^{トシテ}丁寧ニ其外御除地御見取所分高寺社方之引得禦被^{ツキエテ}致間數候川縁之蒲生蔭生松林芝原唯今迄之不納所遂ニ見分ニ村中相應に可^{ツキエテ}令^{ツキエテ}御符ニ候田畑廣狹有^{ツキエテ}之者以^{ツキエテ}細見ニ控宛極付可^{ツキエテ}有^{ツキエテ}之候。(註四)

(註四) 本文は既記二冊の手習本に基き採長補短したるものなり。外面には耕地の意なり。

第四 制度の梗概

(一) 共有者の持分

共有者の持分の單位を一口又は一本鏡と稱し此の總數を以て土地分割の標準となす。

總口數は一覽表の如く各村によつて異れり、此の口數は小野武夫氏によれば、¹²⁾共同開墾者數に

12) 帝國農會報第五卷第十二號附錄本邦永小作慣行に關する調査 139-141頁

基きて決定せられ、牧野信之助氏によれば、¹³⁾イ村高を分割するに都合よき數口或特種の由縁ある數を以て口數としたるものなりと云ふ。余の調査にては口數決定の基礎不明なるものもあれども小野氏の説及牧野氏の第一説に合致するものあり、例へば大海用の口數は共同開墾者數に基きたるもの¹⁴⁾。にして萬場の三十二石一口、千音寺の三十石一口は其村高を分割するに都合よき數を以て口數となしたるものとなるべし。

(註五) 大海用の口數構成は薩摩の地割の如く大小町單位より成る複雑なるものにして、大單位は九個小單位は五、二十五及三十六なり。¹⁵⁾

右の數は余の採集したる古文書によれば永久に變更なきが如し、但し福島新田の地割繪圖の内寛政元年のものにては大體一〇二口に分割せられ寛政九年のものにては一〇二口以上に分割せらるゝを以て見れば、同部落の口數は年によりて變化あるが如きも、現今口數は一〇二なるより察するに口數は少しも變更なく常に一〇二なるも他に必要ありし爲め一〇二以上に分割し一〇二以外のものを以て其の用に供したるものなるべし。(註六)

(註六) 右の場合に「大體何口に分割せられたり」と云ふが如き文字を用ゐて故意に文意を曖昧ならしめたるは左の如き理由に依る即ち寛政元年の地割繪圖にては「い、ろ、は、に、は、へ、」の六地種(割と稱す)の内「ろ」に「の割は一〇三口に他は何れも一〇二口に分割せられ、又寛政九年の地割繪圖にては六地種の内「い」の割は一〇二口、「ろ」の割は一〇五口、「は」の割は一四口、「に」の割は八二口ほの割は一〇六口、「へ」の割は一〇九口にして各割皆口數を異にするのみならず」に

13) 國家學會雜誌第二十五卷第四號23-33頁

14) 本論文後出

15) 小出龜次郎氏報告

16) 本論文209頁

割の如きは一より四及一〇より一五迄存在せざる状態にして右兩圖のみにては明に斷言し難ければなり。

一口は土地の反別及種類に於て平等なるを原則とす、蓋し地割は後述の如く特種の土地の外一村に存する總ての地種に互に遍く行はれ、地割せらるゝ土地は總口數を以て平等に分割并に分配せらるゝを原則とすればなり。

持分の所有者は高持即ち地主にして、彼は自己の持分に基づきて分配を受けたる土地を自ら用益し又は賃貸して收益を納め得るのみならず持分の全部又は一部を移轉することを得。

土地の賃貸借の場合に小作人は地主に密着し土地に密着せず、故に小作人は地割毎に新しき地主を迎ふるにあらずして、従前の地主が地割によりて新に分配を受けたる土地を賃借するものなり。

持分移轉の方法は相續、賣買及び質流の三種を最も普通とす、賣買にありては其の持分を表示すべき石高を證文に記載し致て口數又は反別を示さす。又賣渡法に二あり、即ち賣主が賣渡と共に賣渡地に對する關係を全然消滅せしむるものと、關係の全部は之を消滅せしめず、其土地に賦課せらるゝ租税及夫役を負擔するの義務と一般小作料よりも低廉なる小作料(後出賣渡證書に記さるゝ德米)(註七)を仕拂ひて其の土地を用益する權利とを留保するものとあるは、左記舊愛知郡常盤村字岩塚の田畑賣渡狀によりて明かなり。

費 渡 狀(其二)

(奥田文書)

永代譲り渡申高田畑之事

石原又太郎様御知行所之内

元高登石目

右者去る酉年御年貢御役銀等に差詰申候に付我口控高登石目其許江譲り相渡申所實正也則爲二畝代金三兩三分貳朱只今儘に請取申候石田畑に付何方にもあつても少差故障之儀無御座一候尤御年貢御役銀等其元より御勤可被成候爲二後日一譲り渡證文依而如レ件

文久二壬戌年八月

高譲り渡主

利平 後家

親類惣代

喜平

同斷

善吉

右祖庄屋

伊助

右之通相取相違無御座一候

右村惣庄屋

勘吉

舊尾張藩に於ける地割制度(二)

第十四卷 (第一號一九九) 一九九

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

第十四卷 (第一號二〇〇) 二〇〇

願隆寺様御納所

賣 渡 狀(其二)

(奥田文書)

永代譲り渡申田地之事

遠山大膳様御知行所之内

一 元高壹石目

銀代金貳兩貳分貳朱也

右之田地私控に御座候當申年拙者要用に付貴寺様江永代譲り渡申に付銀代金として只今礎に御受取申候處實正也從_レ只今以後に於ては貴寺様御控に可_レ被_レ成下_一候末々に至而者一言之取障之儀申間敷候尤地割之節貴寺様より御定之願引御改相濟候上又候私し方江徳米にて御掟に相成候様仕度以來は三役金惣而御高懸り物は私しより相勤可_レ申候爲_二後日_一證文依而如_レ件

萬延元年申年七月

高賣り主

市 藏

丈左衛門右

右御組庄屋

勘 吉

同斷

彌 平 治

右之通相違無_二御座_一候

願隆寺様

〔註七〕小出龜次郎氏の調査によれば、右徳米は極めて低廉にして岩塚にては高貳石目の土地に對して玄米三斗、海東郡大治村西條に於ては高壹石目の土地に對して錢六百元なりしといふ、此小作方法を一般に高淀タカホと稱す。

右賣渡狀に見ゆる高掟は次回の地割以後に於ても尙當事者間に小作關係を存續せしむるの意志を表示する場合なれども、小出龜次郎氏の調査によれば地割の年以外に於て一口以下の持分を譲渡せんとする時は地割の性質上一口を組成する總ての地種を平等に分割せざるべからず、之極めて煩雜なるを以て次の地割まで高掟の形式を取りたる場合もありと云ふ。

一口以下の持分の所有者は各自獨立して抽籤權を有せず相合して一口を形成し（地割に際し一口以下の持分を組合せて一口宛となすことを鬮組、高組合又は口立組合と云ふ）其内の一人が代表者（鬮親）として持分を請求し、更に之を實際の持分に應じて關係者に分配したり、例へば福島新田及下中村の鬮組帳を示せば次の如し。

文化十五年正月五日福島新田鬮引組合帳 (山田暉一郎氏記録)

覺		(中畧)	
一 四口	庄 助	一 六反歩	元 右衛門
一 十口	淳 治	一 二反歩	清 三郎
一 五十四口	暉 六	一 一反歩	定 六 <small>(ア)</small>
一 一町一反五畝歩	同 人	一 二反歩	安 藏
一 五畝歩	た よ	一 一反歩	文 藏

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

第十四卷 (第一號 二〇二) 二〇二

(中畧)

又百〇二口也

寛政六年五月愛知郡下中村御藏入

高岡租覺帳 (奥田記録)

本百姓

一 高貳拾石

彌左衛門

本百姓

一 同五石

甚七

本百姓

一 同二石五斗

市右衛門

一 同五石

藤四郎

佐野久左衛門殿越

越

一 同四石四斗五升八合五勺

清左衛門

朝比奈彌八郎殿越

越

一 同一石八斗七升五合

甚兵衛

一 無高百姓

茂助

一 無高百姓

佐平

又三十八石八斗二升三合 園一本

畧(下畧)

右の文中の本百姓とは元來より御藏百姓なりしもの、越とは他より來住したる百姓即越百姓の畧、佐野久左衛門殿越とは従前佐野久左衛門の給知百姓なりしものが來住して御藏百姓となりしもの、意なるや又何故に園組に無高百姓を記入せしや、之に關し説明者を得る事能はざりしは余の顯る遺憾とする所なり。

(二) 主體

地割は通常地主施行すれども、時には永小作人之を行ひ地主は一切干涉をなさざるか(芝切及

大海用)又は唯僅に圃を作製して小作人に與ふる事(福島)あり。

抑々地割は土地所有に關する持分に基きて行るゝが故に其の主體は當然地主たるべきなり、然るに右の如く永小作人が地割を行ふの變態的現象を生じたるは如何なる原因に基くや、之に關し適確なる徵證を得ざるも余の推臆によれば、同地方の永小作權は現行民法に規定せらるゝが如き狹隘薄弱なるものに非ずして、其著しきものに至りては地主は單に土地に對する一定の收實權を有するのみにして永小作人は負擔付の所有權を有するが如き感あり、即ち永小作人の内には地主に代りて租稅其他一切の負擔をなし其代償として一般小作料よりも低廉なる報酬を地主に支拂ひて地主より何等の干涉束縛を受くることなく自由に且つ永久に土地を用益する權利を有するものすらあり、故に地主は自ら煩雜なる地割を行ふよりもむしろ利害關係の密接なる永小作人をして地割せしめ自己の持高に相當する小作料を得るに如かずとして地割施行を永小作人に一任したるものにあらざるか。

(三) 客體

地割すべき土地は通常苗代、除地。見取所、寺有地、墓地、神社有地及分高地を除きたる總ての田畑及宅地なり、(註六)一而して田と畑とは一般に之を各別に地割をなせども時に混一して行ふ場合あり、又宅地を地割する場合には抽籤によりて住居を轉することなく唯其廣狹を測量して持分に過不足を生ずる部分は玄米を以て互に補償し合ふを常とす。尙川岸の蒲生地、葭生地松林地及

び芝原地等も其の持分に應じて分配をなすことあり。

(註八) 取部にては宅地は地割をなさず、又苗代は村中全體のものを一定箇所¹⁸⁾に集合し之を持分に應じて分配す。

大海用にては苗代の爲に特定地を設けず各自の分配地内に設置す。

下中村及大海用にては田と畑とを區別せず。甚目寺にては屋敷代なる特別の制度あり、即ち屋敷代の権利者は地割の際土地割換に先立ちて自己の持分に相應する面積の畑地を隨意の場所に選定獲得することを得。

分高とは村高に對する語にして、村高に賦課せらるゝ租税の納付に對しては村民が連帶責任を有するも分高に賦課せらるゝ租税は其高の所有者一個人のみが納税の義務を有す。¹⁹⁾

四年限及時期

地割の年限は一覽表の如く各村によりて異れども(イ)每十ヶ年又は每五ヶ年に一回と云ふ如く地割年限の確定するもの(ロ)七ヶ年乃至八ヶ年に一回といふ如く大體の範圍を定め其の範圍内にて適宜行ふもの(ハ)全然地割年限を定めず隨時施行するもの、三種とす、右の内第一種最も普通にして其年限は長きは十五ヶ年短きは三ヶ年なるも十ヶ年最も普通なり。地割年限は永久に不變ならず或は年限を變更し或は確定年限制度を撤廢して不定期制としたるものあり、余の調査によれば地割年限の變更は皆年限の延長にして、是は後述の如く地割制度の弊害を軽減せんが爲なるが如し。¹⁹⁾

地割の時期は田と畑とによりて異り、田地割は多くは秋期稻刈取後にして畑地割は夏期麥刈後

18) 上田庄右衛門氏談

16) 本論文後出

なり。

(五) 役員

地割役員の種類、名稱、職務、人數并に選任の方法は各村によりて異れり。今之を職務により分類すれば記録係、測量係、計算係、標杭係、境界杭係及境界線係の六種とす。記録係は帳方又は帳面方と稱し記帳の任にあたる。測量係は水引、竿持、竹綱持、間先方又は杖取と稱し、其内水引は測量係に對する總括的名稱なるも他の四者は然らず、即ち竿持は服部に於ては之を測量係の總括的名稱として廣義に用ゐるも砂子に於ては之を狹義に用ゐる測量係の中に間竿を以て耕地の幅を測量する役員のみに附し之と共に竹綱を以て耕地の長さを測量する者を竹綱持と稱す、此所に所謂耕地の幅とは耕地の側に存在する道路に平行する邊の大きさにして之を横間ゴコウと云ひ、長さとは幅に直角なる邊の大きさにして之を堅間キナケンと稱す。間先方は間竿及竹綱を以て間及尺のみを測定し一尺未滿の測量は杖取之を行ふ。計算係は算方、算用方又は算盤方と稱し測量係の行ひたる測量の結果に基き算盤を以て土地の面積を計算す。標杭係は「めぐし書き」又は杭書方と稱し耕地一筆毎に立つべき木札に地種名番號地主名及作人名等を記入す。境界杭係は杭打と稱し境界に標杭を打つ。境界線係は役ヤシワキリ鋤切、役鋤打又は鋤目切と稱し境界杭の間を一直線に鋤を以て地表を少しく掻き削りて境界線を附す。而して各村は何れも皆右六種の役員を備ふるにあらず時に其の一

を缺くものありて、此場合には他の役員適宜に之を兼務す。

部落員 名	記録係		測量係		計算係		標杭係		境界杭係		境界線係	
	稱名	數人	稱名	數人	稱名	數人	稱名	數人	稱名	數人	稱名	數人
砂子 ²⁰⁾	帳方	五	竿持 ²¹⁾	六	算方	六	めぐし	一(?)	杭打	二(?)	録目切	二(?)
			竹綱持	二(?)								
服部	帳方	四	竿持	六	算方	四	めぐし	不明	杭打	八	役録切	一〇
			水引	不明	算盤方	不明						
甚目寺 ²³⁾	帳面方	五	間先方	杖取	二五	算用方	六	杭書方	五			

役録切不明

役員の選定は通常關係者一同の懇談によれども時に砂子の如く投票制度による事あり、又役員
の資格に關しては何等の規定なき村あれども所有石高數を以て其資格となす村あり。

甚目寺に於ては地主全部集合し高三十石以上の所有者より帳面方、杭書方及間先方を、高三十
石以下の所有者より杖取を懇談的に選定す、其の他庄屋及組頭は監督の任に當る。²⁴⁾ 今同部落の畑
地割役人を列記せる文書を見るに左の如し。

畑地割役人		(宮崎一良氏文書)	
一帳面方	清藏	忠八	嘉吉
新藏		文藏	久兵衛
			室右衛門

談談談
氏氏氏
衛三郎
兵源次
伊相出
立異小
20) 松相出
21) 異小宮
22) 小宮水
23) 宮水
24) 水

一 算用方

孫十郎

幸八

同斷

市藏

慶藏

一間先方

七右衛門

組頭

甚七

徳右衛門

甚右衛門

右何れも地割中相不レ替様組合之通

伊右衛門

善藏

相動可レ申事

一 杭書方

庄右衛門

庄屋

庄左衛門

一 杖取

東辻²⁵⁾ 増左衛門

清兵衛

林右衛門

西辻²⁶⁾ 清左衛門

源左衛門

同斷

勘七

和七

同斷

善八

右文書には「酉八月十一日屋敷代杖初め」との裏袖書あるのみなれば其年代を詳にし難しと雖、

水野和享及宮崎一良両氏の談によれば、右記の人名は殆んど皆阿氏の熟知せらるゝものなるを以て多分明治六年のものならんと云ふ、又同書に杖取のみを埒外に置きしは如何なる理由によればや不明なるも、他の四役が三十石以上の高持者より選出せらるゝに反して、杖取のみが三十石以下の高持より選出せらるゝのみならず其の職務の如きも極めて輕微なるを以て、副又は補助の役員なることを表示する爲にかくせしにあらざるか。

(六) 土地の割換及分配

先づ神に祈願を爲し、道路用悪水路及杖橋等を修繕、新設又は改廢し然る後地種の決定に着手す。(註九)

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

第十四卷 (第一號二〇七) 二〇七

となし其土地の収益を同村の費用にあて又は神社寺院に寄附する事あり、例へば福島³⁷⁾の地割地圖に於て「に」、「ほ」、「へ」とあるは地種にして、其下の番號は一地種を總口數に分割したる一筆毎の番號なり。分割の際一筆毎に地種名及番號等を木の札に記入し畦畔に立つ、此標杭を砂子及服部にては特に「めぐし」と稱す。

(註一) 大海用地内須成分の分割方法は一般の場合よりも複雑なり、即ち須成分の大部分の土地は五人分、須^{スレ}平分及新^{シシマチ}町分の三團體の所有にかゝり、其内五人分は九分の五の持分を所有して五口より成り、須平分は九分の三の持分を所有して三十六口より成り、新町分は九分の一の持分を所有して二十五口より成るを以て、先づ一地種を九等分し抽籤によりて五人分は五箇須平分は三箇新町分は一箇を受け、更に之を其口數に基きて分割す、然るに之を各團體の口數に分割する時は土地が餘りに細分せらるゝを以て、五人分は一地種の九等分の一地を各々五口に分割せず抽籤によりて其儘分配し、須平分は九等分の一地を三寺分し四口に對して三等分の一地を分配し、新町分は九等分の一地を五等分し五口に對して五等分の一地を分配したり。³⁸⁾

かくて屋外作業を終る時は、地割役員は一堂に會して一筆毎に地種名及番號等を小木片(註二)に記入し、之を地種別に分類し各地種より一本宛抽出し更に地味の優劣等を斟酌して出來得る限り公平に總口數だけの組合を製作す是を地組と稱す、例へば福島新田畑地割の地組の形式は左の如し。

文化十五年二月十四日福島畑割並圖帳

(山田彈一 郎氏記録)

組合

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

第十四卷 (第一號 二〇九) 二〇九

34) 宮崎一真氏記録及水野和亭氏談

35) 本論文 213-214頁

36) 地割地圖

37) 小出總次郎氏談

38) 上田庄右衛門氏談

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

い書番

庄助(註一三)

一 貳拾八歩

蟹江堤畑北の方

ろ五十番

一 貳拾六歩

新左浦

又五十番

い貳番

庄助

一 貳拾七歩

蟹江堤通北の方

ろ五十三番

一 貳拾七歩

平左浦畑貳つ

又

(中畧)

い貳十番

彈六

一 貳拾七歩

蟹江堤通

ろ四拾はん

一 貳拾八歩

平左浦畑貳つ辰巳(飛)

(下畧)

(註一三) 服部にては附木を以て代用したり。³⁹⁾

(註一四) 當籤者の氏名なり。

地組を終りたる時は抽籤によりて土地の分配を決定す、(註一四)但し下中村及下ノ一色は地組を

39) 異相源三郎氏談

なすす地種毎に抽籤を行ひたる事は左記下中村田方地割帳及下ノ一色圖引帳によりて明かなり。

天保十年正月吉日下中村南之切田方地割帳

(奥田記録)

是よりい圖

九斗三升

一 五畝歩

い壹番

甚兵衛前

勘右衛門作

内貳拾壹歩五左衛門前喜代藏作飛登畝

九斗三升

一 五畝歩

い貳番

四ッ辻

久兵衛作

(中畧)

是よりか圖

八斗四升

一 五畝歩

か壹番

五郎助樂畑

嘉右衛門作

八斗四升

一 五畝歩

か貳番

五郎助樂畑

甚藏作

八斗四升

番尾張藩に於ける地割制度(一)

一 五畝歩

か三番

京田樂烟

清右衛門作

(下 畧)

明治七年五月下ノ一色圖引帳

(森 治 平氏記録)

丸下	一 服都(註一五)	二 登	三 木只	四 山久
	二 山久	二 西義	二 惣兵衛	
	三 新三郎	三 西作	三 松平	
	四 瀬三八	四 李七郎	四 犬庄	
	(中畧)	(中畧)	(中畧)	
	三十三 森治	三十三 森治	三十三	
	三十四 油千	三十四 縫、こ下田	三十四	
縫越中	登	登	三六	
				(下畧)

(註一四) 籤は紙片、紙捻及び木札の三種とす、例へば服部にては二寸平方の板に長さ二尺位の麻綱を附したるものを一束となし
 或る者之を手に握りて抽籤せしめ、⁴⁰⁾ 甚目寺にては幅二寸長三寸の厚紙に長一丈直径一分位の菓糰を附し厚紙の部分を含に
 入れて抽籤せしめ、⁴¹⁾ 又福島にては紙を長方形に切斷し幾重かに折りて番號の見えざる様にし之を一升樽の中に入れて其中
 より拾ひ上げしむ。⁴²⁾

抽籤は庄屋の家又は寺院にて行ふ、例へば服部は前者に、⁴³⁾ 甚目寺は後者に屬す。⁴⁴⁾
 (註一五) 人名は當籤者の氏名にして其の内には省略の爲め姓及名の頭字を一字宛記せるもあり、例へば森治は森治平の略なるが
 如し。

40) 談 談
 41) 源 源
 42) 三 三
 43) 相 相
 44) 水 水

(七) 費用の負擔

地割に關する費用は通常地割の主體たる地主又は永小作人全體が其持分に應じて負擔するを原則とするも、服部の如きは中産以上の地主のみ之を負擔すと云ふ。⁴⁵⁾

(八) 本制度と藩との關係

地割は共有者の合意に基きて行はれ藩が其公權力を以て干渉したる形跡は之を認めずと雖、藩が幾分指導的態度を持せし事は山田彈一郎氏文書文政三年七月戸田村仕法書覺の一節に「地割籤引の儀御役所御書付之通急度相守圖より鬮迄五ヶ年限に相掟請書之一札取置可申等但し何事によらず不埒筋有之候は、何時にても地所取揚可申管之事」とあるによりて證すべく、又庄屋及び組頭等が村吏たるの資格に於て地割に干與したる村の存在したる事は前掲甚目寺の畑地割役人を列記したる文書に庄屋及び頭百姓が何等の役名を附せずして記入せらるゝを以て見るも明かなり⁴⁷⁾

以上本制度の梗概を叙述したるが、今夏甚目寺に於て得たる地割に關し村方一同の準守すべき定書は本制度の内容を了解するに多大の參考となるを以て左に掲げん。

田地制定書

(宮崎一瓦氏文書)

定

一 今般田地割に付左之通箇條之事

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

第十四卷 (第一號 二二三) 二二三

45) 異相源三郎氏談

46) 本論文195頁地方品目解の地割の文

47) 本論文207頁

一 惣町數ハ六拾町七畝四歩

代米ハ八百三拾石壹斗五升五合

此地鈔(註一六)壹反歩に付代米壹石三斗八升二合

一 關登本に付、上五畝割三牧、上壹反割二牧、中壹反割壹牧、中五畝割二牧、下壹反割二牧、下五畝割三牧、沖田割壹牧、笠原六畝割壹牧、大坪六畝割壹牧、下々四畝割壹牧。

但し關登本に付、壹町壹反五畝拾五步代米拾五石九斗六升四合

一 勘定違之儀者關登本に付九升九合迄は取計ひ不レ申候壹斗以上之分は早速庄屋處に可^申出候は、吟味の上遣し可レ申候
一 畝歩違之儀壹反歩に付二十九步迄は取計ひ不レ申候壹畝歩以上之分は早速申出候は、吟味いたし隣三牧打越之上遣し可レ

申事

一 外面之内落地有之候は、見當り次第早速庄屋處に可^申申出候事若隱捨置後牟地割迄に相顯候者有之候は、吟味の上遣し可レ申候
の上かたいとして五増倍を懸取上げ可レ申事

一 大道三尺小道二尺相定置候事若道筋之内に鐵杯懸申者有之候は、過料壹朱宛取上げ其上地割役人立合之上道築可レ致事

一 又控(註一七)一切不^拘三相成候事若一又控致候者有之候は、作人に不^拘抱其者より急度年貢取立可レ申事

一 寺領境之作人並に他所境之作人、一切控不^申申事(註一八)

一 五形(註一九)田之儀者壹ヶ所に十五步宛之外置申間數候事若其有之候は、無^二相對^一遊取可レ申事

一 御年貢之儀者毎年十二月十日迄に急度皆納可レ仕候事

右者當申春村中納得之上田地割いたし候處右々條之趣堅相守可レ申事若背之者有之候は、利解可^二申開^一候事

安政七年申三月

畑地割定書

(水野和享氏文書)

庄屋
組頭
頭百姓

定

一 今般畑地割に付左之通々條之事

一 元反別貳拾六町八反九畝二十一歩

一 今反別貳拾貳町七反九畝拾貳歩

代米貳百入拾石七斗貳升四合

元壹反歩錢壹石四升三合七勺

今壹反歩に付壹石貳斗三升一合

關壹本に付四反三畝二十八歩

代米五石三斗九升五合

上五畝割 八枚より十枚迄

下五畝割 壹枚より二枚迄

居屋舖 一枚二枚まで

一 過不足之分惣割帳(註二〇)差引可致候事

一 勘定邊之分者關壹本に付九升九合迄取計(戸か)申候壹斗以上之分者迅速副(戸か)長(戸か)可申出候者吟味之上遣可申事

一 畝歩違ひは壹反に付貳拾九歩迄取計不申候壹畝以上之分者早速申出候は吟味の上隣三枚打錢之上遣可申事

一 外面之内若落葉有之候は可申出候事若隱捨置候もの有之に於爲亭は後年顯次第利倍勘定之上加堂以こして五倍をか

舊尾張藩に於ける地割制度(一)

け取揚可レ申事

一 大道三尺小道二尺相定置候若道筋之内加幾まり候は、何時に而も締役人立合之上切廣可レ申事

一 又掘不ニ相成ニ若又疵致候は、作人に不レ抱其者より急度御年貢取立可レ申事

一 墾立方に付而者両方立合の上相立可レ申事

一 畑保良(註二)刈土之儀者是まての通盜刈候事堅不ニ相成ニ候事

一 元寺領境之作人の者掟申間銷候事

一 畑保良に録目を付みより小豆等蒔付候儀不ニ相成ニ候事若心得に而蒔付候は、地主に應對なく田主に(註二)引取可レ申事

一 往還並道堤杵橋等普請之節は地主に應對なく土取可レ申事

一 土取畑之儀者壹ヶ所に而貳拾歩つゝ其畑斗代應し年貢米村方より相渡尤其畑土取中之事

一 隠居道之儀は男女の別なく隠居有レ之候内其畝歩に應し壹石に付壹斗三升三合宛其主に可ニ相渡ニ嘗に候得共若隠居無レ之時は村方返却可レ致事(註三)

一 用水川運に肥土等荷込之儀者決而不ニ相成ニ候若心得違ひに而土荷込者有之候は、川中不レ抱替間に付金壹米つゝ過料金として村方の取揚可レ申事

一 川泥引方之儀者畑付之分は田付之事若兩側田付候は、半分宛に相心得可レ申事(註四)

一 村方用惡路とも川々村蓮上相定可レ申候事

一 御年貢之儀は毎年□□□限迄に急度管納致事 以上

明治六年酉四月

(註一六) 鑿は「ならし」と訓讀し平均の意なり。

(註一七) 又掟とは小作地轉貸の意なり。

(註一八) 寺領地又は他所境の作人へ小作せしむる時は寺領地又は他部落の土地と甚目寺の土地と混用せられ其境界明瞭を缺くに
至るのみならず、遂には甚目寺の土地の一部が寺領地又は他村の土地に混入せられ終るの恐あり。

(註一九) 五形とは紫雲英の意なり。

(註二〇) 惣割帳とは村費を村民に割賦する帳簿なり。

(註二一) 畑保良とは畑の側面の意なり。

(註二二) 田主とは小作人の意なり。

(註二三) 甚目寺にては古來隱居人の住宅地の石高一石に對し壹斗三升三合宛村方より隱居人に贈與するの慣習あり。

(註二四) 川底の泥土即ち川泥は之を肥料となすことを得、之を採取せんとするにあたり若し川が一面道路又は畑に接する時は他

面の水田耕作人之を採取し得べく、若し兩側とも水田に接する時は兩側の水田耕作人は半分宛採取するものとす。⁴⁸⁾

(註二五) 四字不明なるも同年三月の田地割定書に本項と同一の文面あるが故に其によりて補へり。

48) 註18-24は主として水野和享氏の説明による